

広報かどま 8 (2026) 年 5 月号

意図しない海外サイトのサブスクリプション契約

(事例) SNS の広告を見て 3 日間 2 0 0 円の占いのトライアルを申し込んだ。後日クレジットカードに 6 千円の請求がありカード会社に問い合わせたところ、占いサイトのサブスクリプションの代金と言われた。サブスクリプションを契約した覚えがない。海外サイトのように解約の方法がわからない。

(助言) 意図しないサブスクリプション契約の多くは SNS 広告がきっかけになっています。安易に利用せず、サブスクリプションに関する記載がないか(一定期間内に解約しないとサブスクリプションに移行する契約になっている場合が多い)、利用の条件をよく確認しましょう。また、クレジットカードの利用明細もこまめに確認するようにしましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249